

第79回 定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。なお、書面にて事前に議決権行使をいただく場合は、郵便の遅配が発生する可能性がございますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

本株主総会にご来場の株主の皆様へのお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、来場される際は、本招集ご通知の2頁に記載の「新型コロナウイルス感染症への対応について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

日時

令和4年6月29日(水曜日)
午前10時30分(午前9時30分受付開始)

場所

小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル
7階 大ホール

目次

■ 第79回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	22
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	26
■ 株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 退任取締役役に退職慰労金贈呈の件	

北海道中央バス株式会社

証券コード：9085

株 主 各 位

小樽市色内1丁目8番6号
北海道中央バス株式会社
代表取締役社長 二階堂 恭 仁

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」の方法によって、来る令和4年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、書面にて事前に議決権行使をいただく場合は、郵便の遅配が発生する可能性がございますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以上

(お知らせ)

1. 当日の受付開始は、午前9時30分から開始いたします。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
4. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本株主総会でのお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスへの感染拡大防止の観点から、株主総会の開催について以下のとおりとさせていただきます。

1. 新型コロナウイルスの感染防止策として、会場の座席間隔を広げるため、ご用意できる席数が限られております。そのため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
2. 当日、感染防止のための措置（体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒）を実施させていただきます。発熱等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
3. 本株主総会は、感染防止策として、詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
4. 今後の状況変化により、本株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 令和4年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

※郵便の遅配が発生する可能性がありますので、お早めの投函をお願い申し上げます。



2. インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って賛否を入力してください。

行使期限 令和4年6月28日（火曜日）午後5時入力完了分まで



3. 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時30分

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

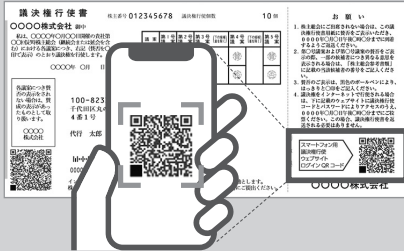
※インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

ご注意事項

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をお読みいただき、ご了承いただける方は【次へ進む】ボタンをクリックしてください。
- 画面を離れる場合は、Webブラウザを終了してください。

「次へすすむ」をクリック

次へすすむ

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コード
- 議決権行使パスワード
- 電子メールが本人に届くように設定されている場合は、届いた電子メール本文に記載しております。

「議決権行使コード」を入力

ログイン

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ対策のため、パスワードを自分で登録されるものに変わります。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードは、本株主の専断で変更して使用できません。

「パスワード」を入力

議決権行使書用紙に記載のパスワード

ご使用になる新しいパスワード

新しいパスワードを設定

登録

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されたことで、社会・経済活動や人の移動が制限され個人消費が落ち込むなど、極めて厳しい状況で推移しました。また、原材料価格の上昇やウクライナ情勢の緊迫化により、先行きは不透明な状況が続いております。道内の経済においては、個人消費に一部持ち直しの動きが見られたものの、観光需要は極めて低い水準にあり、厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度同様、コロナ禍による甚大な影響を受けており、旅客自動車運送事業及び観光事業においては、コロナ禍前の水準を大幅に下回る状況となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高は27,817百万円（前連結会計年度比2.8%減）、営業損失は2,193百万円（前連結会計年度は4,129百万円の営業損失）、経常損失は1,365百万円（前連結会計年度は3,178百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,030百万円（前連結会計年度は2,248百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の経営成績は、次のとおりであります。

(1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用が繰り返され、外出自粛が要請された結果、バス需要が大きく減少しております。さらに、冬期間においては記録的な大雪による影響も受けました。そのような中、事業計画については、運休や運行便数の見直しを細やかにを行い運行効率を高めるとともに、コロナ禍の収束を見据えた経営管理体制の見直し方針のもとで、設備投資の抑制や全般的な費用の削減に取り組んでおり、当連結会計年度においては、施設の廃止を含めた運用の見直しなどを行いました。また、サービス面については、非接触型サービスである遠隔接客システムを主要ターミナルに導入するとともに、全バス車両にウイルス抗菌加工を実施しました。

貸切運送事業は、需要が大きく減少している中、東京オリンピック・パラリンピックの関係者輸送や、コロナ禍における仕事として、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場への送迎バスを受注しました。

この結果、かつてない大幅な減収を余儀なくされた前連結会計年度と比べると、輸送人員が増加したことなどにより、売上高は15,302百万円（前連結会計年度比11.2%増）となりましたが、依然としてコロナ禍前を大幅に下回る水準にあり、2,306百万円の営業損失（前連結会計年度は4,229百万円の営業損失）となりました。

(2) 建設業

建設業は、道内の公共投資が底堅く推移し、民間設備投資が緩やかに持ち直す中、受注高は増加しましたが、完成工事高は減少しました。

この結果、売上高は7,990百万円（前連結会計年度比24.2%減）、営業利益は225百万円（同35.4%減）となりました。

(3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、新規物件を受注したことなどにより増収となりました。

この結果、売上高は3,119百万円（前連結会計年度比3.2%増）、外注費の増加などにより営業利益は123百万円（同1.6%減）となりました。

(4) 不動産事業

不動産事業は、テナントの退去により減収となりました。

この結果、売上高は768百万円（前連結会計年度比2.1%減）、営業利益は362百万円（同6.3%減）となりました。

(5) 観光事業

観光事業は、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用が繰り返され、外出自粛が要請された結果、施設の休業や営業時間の短縮を余儀なくされました。

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、12月からのスキーシーズンにおいて営業時間の短縮を行いましたが、前連結会計年度に比べ、スキー客は増加しました。

小樽天狗山スキー場は、ロープウェイの運休や営業時間の短縮を行いましたが、イベントの開催などもあり、前連結会計年度に比べ、利用客は増加しました。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、一時休館を余儀なくされましたが、どうみん割事業への参加や学校行事の再開などにより、前連結会計年度に比べ、利用者は増加しました。

砂川ハイウェイオアシス館は、営業時間の短縮を行いました。

ワイン&カフェレストラン「小樽バイン」は、臨時休業や営業時間の短縮を行いました。

旅行業は、主催旅行をほとんど実施することができませんでした。

この結果、観光事業全体として前連結会計年度同様、コロナ禍前を大幅に下回る水準にあり、売上高は945百万円（前連結会計年度比0.3%減）、656百万円の営業損失（前連結会計年度は764百万円の営業損失）となりました。

(6) その他の事業

介護福祉事業は、介護サービスの取扱いが増加しました。自動車教習所は、前連結会計年度に臨時休業を実施した反動もあり、入校生が増加しました。

この結果、売上高は2,255百万円（前連結会計年度比4.8%増）、営業利益は59百万円（前連結会計年度は11百万円の営業損失）となりました。

セグメント別内訳表

(単位：百万円)

	売上高				営業利益又は営業損失 (△)			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
旅客自動車運送事業	13,760	15,302	1,542	11.2	△4,229	△2,306	1,922	—
建設業	10,547	7,990	△2,557	△24.2	348	225	△123	△35.4
清掃業・警備業	3,022	3,119	97	3.2	125	123	△1	△1.6
不動産事業	784	768	△16	△2.1	386	362	△24	△6.3
観光事業	948	945	△3	△0.3	△764	△656	108	—
その他の事業	2,151	2,255	104	4.8	△11	59	71	—
計	31,214	30,382	△832	△2.7	△4,144	△2,191	1,952	—
内部取引消去額	△2,583	△2,564	18	0.7	14	△1	△16	—
連 結	28,631	27,817	△814	△2.8	△4,129	△2,193	1,936	—

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、100年に1度とも言われる新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響が続き、その収束の時期が見通せないこと、また、原材料価格の上昇やウクライナ情勢の緊迫化により、先行きが極めて不透明な状況が続いております。

当社グループは、国や自治体による感染拡大防止策としての緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施に伴う外出自粛要請、施設の休業及び営業時間短縮の要請などにより、人流が抑制されたことで、減少したバス需要に合わせた運休や運行便数の減便、観光施設等の休業や営業時間短縮などを余儀なくされ、前事業年度に引き続き大幅な減収となりました。このことから、不要不急の支出を抑え、費用の削減を図るとともに、国の支援制度を活用するなどの対応策を実施してまいりました。

コロナ禍の収束期を見通せない中、以前と同じ社会・経済状況に戻ることはないと考えており、人との接触を避けて、テレワーク等で働き方が変化する社会状況に加え、今後、国内・外の人の動きがどう変わるか、不透明で見通すことができない難しい状況です。一方、人口減少、少子高齢化が進む中、「雇用の維持・確保」「事業の在り方」等、引き続き経営諸課題の解決を求められています。

コロナ禍を受けて社会・経済状況が変化する中、当社グループは、経営体制のスリム化・効率化等で固定費の削減等の経営改革を推し進めるとともに、デジタル社会の進化に合わせICT技術を経営に取り込み、更なる効率化を進めてまいります。また、地域社会の要請に応えるべく、常に安全・安心な商品・サービスを提供し、変化する社会の需要に応じた事業展開を進めるとともに、新たな企業価値の創造に積極果敢に、かつ、スピード感を持って挑戦してまいります。

また、今後も、環境問題への取り組みは企業の責務と考えますとともに、「地域社会との絆」を深めながら、お客さまや株主、お取引先の皆さま等へ感謝し、社会から信頼され、持続する企業集団を目指します。

経営方針として、輸送の安全をはじめ、当社グループの全ての事業において「安全・安心な社会の実現」に向け、弛まぬ努力を重ね、事業の発展、躍進を遂げてまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりであります。

旅客自動車運送事業においては、人口減少、少子高齢化、車社会の進化等々で地方のバス利用の減少が進む厳しい経営環境にある中で、コロナ禍によって、人々の行動変容が進み、更にバス利用が減少しております。コロナ禍前に戻る状況にはないことは無論のこと、一層、バス利用が減少する傾向にある難しい状況を踏まえ、この需要の変化に応じて、きめ細かく事業計画を見直してまいります。その中でも、生活路線の維持・確保については、国の方針にも変化が見られ、これに注視しながらも、従前からの経営の最大の課題である人手不足問題をこれまで担ってきた事業者の役割として、各自治体と更なる連携を図ってまいります。

引き続き法令を遵守し安全最優先に努め、社員一丸となり安全・安心なバス輸送サービスを提供してまいります。

建設業においては、受注競争の激化、建設資材の高騰、技能労働者の不足が引き続き見込まれる厳しく、また難しい経営環境におかれており、施工の安全を経営の最優先とし、営業力・技術力の強化、施工品質の向上を図ることで、顧客の信頼確保と優良案件の受注獲得を目指すとともに、建設現場の映像をリモートでつなぎ施工状況の確認を行うなどのICT技術を活用した施工により、効率化・生産性の向上を図ってまいります。

清掃業・警備業においては、競争の激化や人手不足が引き続き見込まれる中、人材の確保・育成を図りながら、新規物件を獲得するための積極的な営業活動に努めてまいります。また、仕事の基本となる清掃費用の削減のため、安価で環境に優しいアルカリ電解水を用いるなどの取組みをしてまいります。

不動産事業においては、グループ内で連携・強化を図り、新規賃貸契約の獲得や遊休不動産の有効活用につなげてまいります。

観光関連事業においては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によりインバウンド需要が消失しました。ワクチン接種や医療体制の整備も進み、人流の抑制も一部緩和されつつあります。他方、国のコロナ禍に対する方針も様々変化が見られ、現時点では人流、又、観光関連消費需要がいつどのように回復するか見通せないことから、国内客や道内客、地元の利用者を中心とした集客に努めてまいります。

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、ニセコ全山4スキー場において協働し、国内のスキー客や観光客をニセコに誘致するためのプロモーション活動はもとより、状況を見ながら海外での活動も積極的に行ってまいります。

小樽天狗山ロープウェイは、山頂の自然の中で密を避けながら楽しめるジップラインや熱気球といったアクティビティなどの新規事業により、夏期シーズンの観光客や地元客の更なる集客に努めてまいります。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、個人客を対象としたインターネットからの情報発信を強化してまいります。

砂川ハイウェイオアシス館は、地元客に利用してもらえる店舗運営や通販事業の更なる強化を図ってまいります。

その他の事業においては、介護福祉事業は、長年培ってきた“中央バスグループの安全・安心ブランド”を守りながら、利用者へ質の高いサービスを提供してまいります。

自動車教習所は、全車種教習に加え、北海道労働局認定の技能講習や、国土交通省認定の適性診断と運行管理者の指導講習が全て1箇所で行われる優位性を活かし、他校との差別化を推し進め、競争力を高めてまいります。

3. 設備投資等及び資金調達の状況

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は433百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区 分	内 容	部 門
車 両	営業用バス新車1両購入	旅客自動車運送事業
	ドライブレコーダー一体式デジタル式タコグラフ代替	

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 76 期 (平成31年3月期)	第 77 期 (令和2年3月期)	第 78 期 (令和3年3月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (令和4年3月期)
売 上 高(百万円)	38,771	38,094	28,631	27,817
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	1,196	1,215	△3,178	△1,365
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	158	220	△2,248	△2,030
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	60.43	84.08	△859.15	△776.03
総 資 産(百万円)	41,135	41,365	38,664	33,778
純 資 産(百万円)	30,443	31,061	27,691	25,382
1株当たり純資産額(円)	11,489.80	11,716.59	10,429.49	9,543.10

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
空知中央バス株式会社	50 ^{百万円}	100%	旅客自動車運送事業
札幌第一観光バス株式会社	50	100	旅客自動車運送事業
株式会社泰進建設	152	100	建設業
勝井建設工業株式会社	50	100	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バス観光開発株式会社	100	100	観光事業
株式会社中央バス自動車学園	50	100	自動車教習所

(注) 勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100%所有しております。

6. 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社3社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。なお、当社は、令和3年4月1日付で旅行業を営んでいる連結子会社の株式会社シービーツアーズを吸収合併しております。

事 業 種 目	事 業 内 容
旅客自動車運送事業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建設業	土木建築工事の請負及び設計監理
清掃業・警備業	建物施設総合管理、警備保障
不動産事業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観光事業	スキー場、ホテル業、観光施設業、旅行業、飲食業
その他の事業	公衆浴場業、飲食業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、サービス業(乗車券発売)、情報記録物製造業

7. 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本 社	小樽本社（本店）	小樽市色内1丁目8番6号
	札幌本部	札幌市中央区大通東1丁目3番地
事 業 部	バス事業部	(札幌市中央区) (18営業所)
	観光事業推進本部	(札幌市中央区)
	不動産・関連事業部	(札幌市中央区)

(2) 子会社の主要な事業所

空知中央バス株式会社	(滝川市)
札幌第一観光バス株式会社	(札幌市豊平区)
株式会社泰進建設	(滝川市・札幌市中央区)
勝井建設工業株式会社	(岩見沢市)
中央ビルメンテナンス株式会社	(札幌市東区)
中央バス観光開発株式会社	(小樽市・ニセコ町)
株式会社中央バス自動車学園	(札幌市北区)

8. 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,764名 (556名)	△116名 (△14名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、退職者、使用人兼務役員を含んでおりません。
 2. パートタイマー・アルバイト等の臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

9. 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (令和4年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000 株
2. 発行済株式の総数 3,146,000 株
3. 株 主 数 1,601 名
4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
中 央 バ ス 総 業 株 式 会 社	1,073 ^{千株}	37.02 [%]
株 式 会 社 北 洋 銀 行	144	4.96
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	143	4.96
北 海 道 中 央 バ ス 社 員 持 株 会	97	3.35
中 央 振 興 株 式 会 社	81	2.80
株 式 会 社 昭 和 総 業	58	2.03
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	39	1.36
株 式 会 社 菱 友	34	1.17
極 東 建 設 株 式 会 社	30	1.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	27	0.96

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式 (247,617株) は含まれておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
平尾 一 彌	代表取締役	会 長	中央バス総業株式会社 代表取締役社長
二階堂 恭 仁	代表取締役	社 長	総括 運輸・輸送安全推進本部長 札幌第一観光バス株式会社 代表取締役社長
加藤 幸 嗣	取 締 役	専務執行役員	整備担当 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
大森 正 昭	取 締 役	専務執行役員	財務・総務担当 内部監査室長
泉 山 利 彦	取 締 役	専務執行役員	不動産・関連事業担当、観光関連担当 観光事業推進本部長 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長
戸 井 宣 夫	取 締 役		株式会社泰進建設 代表取締役社長
岡 田 浩 司	取 締 役		中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長
杉 江 俊太郎	取 締 役		杉商株式会社 代表取締役社長
菊 井 隆 則	取 締 役	執行役員 (ニセコ在勤)	スキー場事業・ホテル事業現地統括
安 田 徹	取 締 役	執行役員	総務部長 兼 IT戦略推進室長
阿 部 一 三	取 締 役	執行役員	経営企画室長
中川原 清 行	取 締 役	執行役員	労務部長 兼 雇用対策室長
平 間 俊 一	常勤監査役		
富 岡 公 治	監 査 役		弁護士 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役
森 川 潤 一	監 査 役		公認会計士 森川公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち、杉江俊太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役富岡公治氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役森川潤一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。
6. 令和3年6月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、取締役橋本雄二氏は退任いたしました。
7. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 令和3年4月1日付で取締役の担当に次のとおり変更がありました。

氏名	変更後	変更前
泉山利彦	関連事業・観光関連担当 観光事業推進本部長	関連事業・観光関連担当

- (2) 令和3年6月29日付で取締役の担当に次のとおり変更がありました。

氏名	変更後	変更前
二階堂恭仁	総括 運輸・輸送安全推進本部長	総括 経営企画本部担当 運輸・輸送安全推進本部長
泉山利彦	不動産・関連事業担当、 観光関連担当 観光事業推進本部長	関連事業・観光関連担当 観光事業推進本部長

- (3) 令和3年6月29日開催の第78回定時株主総会において、中川原清行氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。
令和4年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
柴田隆夫	執行役員 経営企画室特命担当マネージャー
梅里俊彦	執行役員 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 専務取締役
伊藤正道	執行役員 ニセコバス株式会社 代表取締役社長
田下義則	執行役員 運輸部長 兼 バス事業部長

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会において決議して定めております。

その概要は、基本報酬は、株主総会で承認された範囲内で、役位、職責に応じて当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、退職慰労金は、株主総会の決議を経たうえで、当社における一定の基準に従い決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）であります。（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役1名）であります。）

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、年額42百万円以内であります。（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。）

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長 平尾一彌及び代表取締役社長 二階堂恭仁が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を協議して決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び退職慰労金の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報 酬 額 (基本報酬)	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取 締 役	13名	91,093千円	105,068千円
監 査 役	3名	16,490千円	18,090千円
合 計 (うち社外役員)	16名 (3名)	107,583千円 (12,600千円)	123,158千円 (13,500千円)

(注) 上記のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は、720千円です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役杉山俊太郎氏は、杉商株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社から車両燃料等を購入しております。

監査役富岡公治氏は、富岡公治法律事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は当社の子会社である株式会社泰進建設及び中央ビルメンテナンス株式会社の監査役であります。

監査役森川潤一氏は、森川公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役杉山俊太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会7回のすべてに出席し、主に経営者としての知識及び経験から、当社の経営全般に助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、社外取締役として適切な役割を果たしております。

監査役富岡公治氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役森川潤一氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的で開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明のもとに、前事業年度の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する企業倫理並びに危機管理委員会を設置し、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認、社員等への教育・啓発活動等を実施する。
- ② 企業行動指針として制定した「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育を実施し、法令・定款・社内規程等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図る。
- ③ 取締役会に直属の部署として「内部監査室」を設置し、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び危機管理体制（輸送の安全確保を含む）を定期的に監査する。
- ④ 内部通報制度を設け、当社及びグループ会社における法令違反行為等、企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見及び是正に努める。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これに毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程等に従って議事録、稟議書、その他定められた文書を作成し、文書管理規程等に基づいて定められた期間保存するなど適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部署及びグループ会社は、それぞれの業務に関する損失の危険の把握、マニュアル等の整備、経営危機発生時の緊急体制の整備等、危機ごとの対応策及び防止策を、危機管理規程に基づき講じる。
- ② 危機管理規程及び関連する個別規程に関し、企業倫理並びに危機管理委員会において経営環境等の変化に応じて整備するとともに、運用状況の確認を行う。また、危機管理に関する事項について、年間活動計画に基づき、社員等に対する教育・訓練を行う。
- ③ 輸送の安全確保が事業の根幹であることを公共交通事業者として深く認識し、法令に基づき輸送安全管理規程等を整備するとともに「輸送安全管理委員会」を設置し、積極的に輸送の安全確保に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と、業務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会は年4回四半期毎に開催する他、必要に応じ随時開催する。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と職務執行状況の監督等を行う。

- ③ 取締役常務執行役員以上の役員で構成される常務会を随時開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行い、重要事項の決定等に反映させる。
- ④ また、取締役常務執行役員以上の役員で構成される経営改革会議を随時開催し、経営方針・事業計画その他職務執行に関する重要事項が円滑に合意できるよう横断的な討議を行う。
- ⑤ 効率的な事業運営を行うため、各年度の収支目標や中長期計画を策定し、その達成に向けて具体的な施策を実行する。取締役は、それらの進捗管理と課題の把握に努め、取締役会等の的確かつ迅速な意思決定を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業倫理並びに危機管理委員会において、グループ全体の企業倫理や危機管理の基本的な方針等を定め、グループ全体における業務の適正を確保する。また、グループ会社においても、各社社長の権限と責任のもと、「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育の推進や社内体制・社内規程の整備等に取り組む。
- ② 当社の取締役常務執行役員以上の役員及びグループ会社の社長で構成される社長会のほか、業種別に構成される常設の部会、共通の経営課題に関する委員会を随時開催し、グループ会社の経営上の重要事項等に関して協議及び報告を行う。
- ③ 当社の経営企画室は、当社経営トップの指示のもとで、統括管理部門として関係会社管理規程等に基づきグループ会社の管理及び指導を行う。グループ会社における経営上の重要な事項は、グループ会社が、事前に当社経営トップに上申したうえで、必要な手続きを経て実施する。
- ④ 当社の役員等がグループ会社の取締役、監査役に就任するとともに、定期的で開催される経営会議に出席し、職務執行状況の監督等を行い、業務の適正を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会からの要請により必要に応じてその職務を補助する社員を置くこととし、その人事については、取締役と監査役会が協議し決定する。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその内容を速やかに報告する。また、取締役、執行役員及びその他の社員は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができる。
- ② 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図る。
- ③ 監査役会は、社長と定期的に会議を開催し、意見や情報の交換を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、企業倫理並びに危機管理委員会を、当事業年度において合同で2回開催いたしました。この中で、前事業年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する各事業別の課題及びその対策を協議するとともに、マニュアルの見直しをいたしました。また、両委員会において、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況を確認し、社員への教育・啓発活動を実施いたしました。

社員教育については、グループ統一社是「グループ五訓」のもと、各社員が「中央バスグループ企業倫理規範」を遵守し、高い倫理観を持って誠実に行動することとしており、また、具体的な日常の実践すべき事項として「社員心得 基本10ヶ条」を定め、あらゆる機会を通じて浸透させ徹底を図ることで、社員のさらなる意識向上を目指しております。

また、内部監査室が、内部監査計画に基づき、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び輸送の安全確保を含む危機管理体制を監査し、その結果を取締役会、企業倫理並びに危機管理委員会などに報告しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	
流 動 資 産	12,322,462	流 動 負 債	4,512,573
現金及び預金	5,772,529	支払手形及び買掛金	1,705,440
受取手形、売掛金及び契約資産	4,021,851	未払費用	460,476
有価証券	1,950,000	未払消費税等	233,948
棚卸資産	227,419	未払法人税等	127,388
その他の	354,198	前受金	639,440
貸倒引当金	△ 3,536	賞与引当金	218,614
		完成工事補償引当金	2,782
		災害損失引当金	309,600
		その他の	814,882
固 定 資 産	21,455,710	固 定 負 債	3,883,152
有形固定資産	18,028,610	繰延税金負債	284,065
建物及び構築物	4,296,640	退職給付に係る負債	2,709,927
機械及び装置	359,117	役員退職引当金	328,800
車両運搬具	3,481,119	その他の	560,358
工具器具及び備品	159,844		
土地	9,713,604	負 債 合 計	8,395,725
建設仮勘定	18,283	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	25,284,412
無 形 固 定 資 産	147,152	資本金	2,100,000
		資本剰余金	759,341
投資その他の資産	3,279,947	利益剰余金	23,643,377
投資有価証券	2,781,592	自己株式	△ 1,218,306
長期貸付金	33,018	その他の包括利益累計額	△ 311,020
長期前払費用	12,082	その他有価証券評価差額金	85,010
繰延税金資産	218,917	退職給付に係る調整累計額	△ 396,031
その他の	255,795	非 支 配 株 主 持 分	409,054
貸倒引当金	△ 21,459	純 資 産 合 計	25,382,446
資 産 合 計	33,778,172	負 債 及 び 純 資 産 合 計	33,778,172

連結損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			27,817,636
売上原価			27,178,127
売上総利益			639,508
販売費及び一般管理費			2,832,780
営業外損失(△)			△ 2,193,271
受取利息及び配当金	60,115		
持分法による投資利益	13,831		
助成金の収入	718,095		
その他の	41,622		833,664
営業外費用			
支払利息	292		
その他の	5,155		5,447
経常損失(△)			△ 1,365,054
特別利益			
固定資産売却益	9,749		
補助金収入	12,725		
投資有価証券売却益	98,646		
その他の	3,215		124,336
特別損失			
固定資産除売却損	20,611		
固定資産圧縮損	12,299		
固定資産減損損失	315,622		
災害損失引当金繰入額	309,600		658,134
税金等調整前当期純損失(△)			△ 1,898,851
法人税、住民税及び事業税	195,933		
法人税等調整額	△ 78,772		117,161
当期純損失(△)			△ 2,016,013
非支配株主に帰属する当期純利益			14,908
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 2,030,921

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
		千円	
流動資産	6,386,289	流動負債	1,796,890
現金及び預金	2,896,209	買掛金	540,740
売掛金	1,247,882	未払消費税等	116,805
有価証券	1,950,000	未払消費税等	247,115
貯蔵品	104,972	未払消費税等	86,112
その他	188,610	未払消費税等	49,689
貸倒引当金	△ 1,385	前払消費税等	237,413
		災害損失引当金	391,759
		その他	89,600
			37,653
固定資産	20,074,501	固定負債	5,357,442
有形固定資産	16,168,807	長期借入金	2,750,000
建物	3,428,618	延税引当金	262,171
構築物	578,364	職員給付引当金	1,647,543
機械及び装置	363,170	職員退職引当金	182,745
車両運搬具	3,407,956	その他	514,983
工具器具及び備品	74,985		
土地	8,315,712		
無形固定資産	117,348	負債合計	7,154,333
ソフトウェア	111,056		
その他	6,291	純資産の部	
投資その他の資産	3,788,345	株主資本	19,220,827
投資有価証券	2,335,241	資本剰余金	2,100,000
関係会社株式	1,332,917	本剰余金	751,102
長期前払費用	10,462	その他資本剰余金	751,101
その他	116,250	利益剰余金	1
貸倒引当金	△ 6,525	利益剰余金	17,137,984
		利益剰余金	525,000
		利益剰余金	16,612,984
		土地圧縮積立金	1,013,050
		その他資産圧縮積立金	308,213
		買換等特別勘定積立金	3,297
		配当準備積立金	393,000
		別途積立金	13,800,000
		繰越利益剰余金	1,095,423
		自己株式	△ 768,259
		評価・換算差額等	85,630
		その他有価証券評価差額金	85,630
資産合計	26,460,791	純資産合計	19,306,457
		負債及び純資産合計	26,460,791

損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		
旅客自動車運送事業営業収益	14,540,173	
不動産事業営業収益	762,331	
観光事業営業収益	198,590	
その他の事業営業収益	144,574	15,645,669
売 上 原 価		
旅客自動車運送事業営業費	15,768,124	
不動産事業営業費	644,794	
観光事業営業費	401,722	
その他の事業営業費	148,300	16,962,941
売 上 総 損 失 (△)		△ 1,317,271
一般管理費 (△)		957,949
営業外費用		△ 2,275,221
受取利息及び配当金	614,497	
助成金の収入	438,666	
その他の費用	21,678	1,074,842
営業外利益	5,425	
常損	134,938	140,364
経 常 損 失 (△)		△ 1,340,743
固定資産売却益	10,652	
補助金収入	12,300	
投資有価証券売却益	98,646	
特別損	78,034	199,632
固定資産除売却損	17,388	
固定資産圧縮損	12,299	
固定資産減損	320,898	
災害損失引当金繰入	89,600	440,187
税引前当期純損失 (△)		△ 1,581,298
法人税、住民税及び事業税	25,373	
法人税等調整額	△ 39,175	△ 13,801
当期純損失 (△)		△ 1,567,496

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 照内 貴

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萩原 靖之

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 照内 貴

公認会計士 萩原 靖之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月19日

北海道中央バス株式会社 監査役会

常勤監査役	平 間 俊 一	印
社外監査役	富 岡 公 治	印
社外監査役	森 川 潤 一	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

コロナ禍にあって、当期（令和4年3月期）の業績は5頁～7頁に記載のとおり、2期連続のかつてない状況であることを踏まえて、当社がこれまでとってきた配当政策等を勘案し、以下のとおり1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 25円 総額 72,459,575円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和4年6月30日（木曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第15条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任 平尾 一 彌 ひら お かず や ひら お かず や 平 尾 一 彌	代表取締役会長	7回/7回
2	再任 二階堂 恭 仁 にかいどう たか ひと にかいどう たか ひと 二階堂 恭 仁	代表取締役社長 総括 運輸・輸送安全推進本部長	7回/7回
3	再任 加藤 幸 嗣 か どう こう じ か どう こう じ 加 藤 幸 嗣	取締役専務執行役員 整備担当	7回/7回
4	再任 泉山 利 彦 いずみ やま とし ひこ いずみ やま とし ひこ 泉 山 利 彦	取締役専務執行役員 不動産・関連事業担当、観光関連担当 観光事業推進本部長	7回/7回
5	再任 戸井 宣 夫 と い のり お と い のり お 戸 井 宣 夫	取締役	7回/7回
6	再任 岡田 浩 司 おか だ こう じ おか だ こう じ 岡 田 浩 司	取締役	7回/7回
7	再任 すぎ 杉 江 俊太郎 すぎ え しゅんたろう すぎ え しゅんたろう 杉 江 俊太郎	社外取締役 取締役	7回/7回
8	再任 きく 井 隆 則 きく い たか のり きく い たか のり 菊 井 隆 則	取締役執行役員（ニセコ在勤） スキー場事業・ホテル事業現地統括	6回/7回
9	再任 やす だ とおる やす だ とおる やす だ とおる 安 田 徹	取締役執行役員 総務部長 兼 IT戦略推進室長	7回/7回
10	再任 あ べ かず み あ べ かず み あ べ かず み 阿 部 一 三	取締役執行役員 経営企画室長	7回/7回
11	再任 なかがわら きよ ゆき なかがわら きよ ゆき なかがわら きよ ゆき 中川原 清 行	取締役執行役員 労務部長 兼 雇用対策室長	4回/4回
12	新任 た しも よし のり た しも よし のり た しも よし のり 田 下 義 則	執行役員 運輸部長 兼 バス事業部長	—

- (注) 1. 中川原清行氏の取締役会出席状況は、令和3年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 田下義則氏は、新任候補者であります。

候補者番号 1	ひら お かず や 平 尾 一 彌 (昭和17年9月18日生)	所有する当社株式の数 2,800株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和41年4月 当社入社	平成17年6月 当社代表取締役社長
平成5年6月 当社取締役	平成24年6月 当社代表取締役会長
平成9年6月 当社常務取締役	平成30年1月 当社代表取締役会長兼社長
平成12年6月 当社専務取締役	平成30年6月 当社代表取締役会長 (現任)
平成14年6月 当社代表取締役専務	

重要な兼職の状況

中央バス総業株式会社 代表取締役社長

候補者番号 2	にかいどう たか ひと 二階堂 恭 仁 (昭和35年11月9日生)	所有する当社株式の数 2,300株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	--------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社
平成23年6月 当社取締役運輸部長
平成27年6月 当社取締役常務執行役員
平成30年6月 当社代表取締役社長 (現任)

担当

総括 運輸・輸送安全推進本部長

重要な兼職の状況

札幌第一観光バス株式会社 代表取締役社長

候補者番号 3	か とう こう じ 加 藤 幸 嗣 (昭和23年10月13日生)	所有する当社株式の数 9,905株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	-------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和47年4月 当社入社	平成23年6月 当社常務取締役
平成11年6月 当社取締役総務部長兼広報室長	平成26年6月 当社専務取締役
平成13年6月 当社取締役運輸部長	平成27年6月 当社取締役専務執行役員 (現任)
平成17年6月 当社常務取締役札幌事業部長	

担当

整備担当

重要な兼職の状況

中央ビルメンテナンス株式会社
代表取締役社長

候補者番号 4	いずみ やま とし ひこ 泉 山 利 彦 (昭和27年5月4日生)	所有する当社株式の数 600株	取締役会出席状況 7回/7回
-------------------	--------------------------------------	--------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和52年4月 サッポロビール株式会社入社
平成21年9月 同社北海道本社代表
平成23年3月 同社執行役員北海道本社代表
平成25年3月 同社北海道本社相談役

平成26年3月 同社退職
平成27年6月 当社取締役
平成28年6月 当社取締役常務執行役員
平成30年6月 当社取締役専務執行役員
(現任)

担当

不動産・関連事業担当、観光関連担当
観光事業推進本部長

重要な兼職の状況

砂川ハイウェイオアシス観光株式会社
代表取締役社長

候補者番号 5	と い のり お 戸 井 宣 夫 (昭和17年1月15日生)	所有する当社株式の数 4,321株	取締役会出席状況 7回/7回
-------------------	-----------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和48年6月 当社入社
平成5年6月 当社取締役
平成11年6月 当社常務取締役
平成15年6月 中央ビルメンテナンス株式会
社代表取締役社長

平成15年6月 当社取締役(現任)
平成19年6月 株式会社泰進建設代表取締役
社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社泰進建設 代表取締役社長

候補者番号 6	おか だ こう じ 岡 田 浩 司 (昭和35年12月19日生)	所有する当社株式の数 2,200株	取締役会出席状況 7回/7回
-------------------	-------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社
平成21年4月 当社小樽事業部長
平成23年6月 当社取締役経営企画室長

平成26年4月 中央バス観光開発株式会社
代表取締役社長(現任)
平成26年4月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長

候補者番号	すぎ え しゅんたろう 杉 江 俊太郎 (昭和30年11月21日生)	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
7		19,519株	7回/7回

再任

略歴及び地位

平成3年2月 杉商株式会社代表取締役社長
(現任)
平成19年7月 札幌ヨコハマタイヤ株式会社
代表取締役社長 (現任)

平成22年11月 小樽商工会議所副会頭
平成28年6月 当社取締役 (現任)

社外

重要な兼職の状況

杉商株式会社 代表取締役社長

候補者番号	きく い たか のり 菊 井 隆 則 (昭和38年10月15日生)	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
8		1,000株	6回/7回

再任

略歴及び地位

昭和61年4月 当社入社
平成22年4月 当社関連事業部副部長
平成27年6月 当社執行役員
平成27年9月 当社執行役員 (ニセコ在勤)
経営企画室付ニセコエリア
観光事業統括マネージャー

平成28年5月 当社執行役員 (ニセコ在勤)
経営企画室付ニセコエリア
観光事業統括マネージャー兼
関連事業部いこいの湯宿いろ
は統括マネージャー
平成30年6月 当社取締役執行役員 (ニセコ
在勤) スキー場事業・ホテル
事業現地統括 (現任)

候補者番号	やす だ とおる 安 田 徹 (昭和42年8月15日生)	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
9		1,100株	7回/7回

再任

略歴及び地位

平成4年4月 当社入社
平成23年4月 当社総務部副部長
平成26年4月 当社総務部長
平成27年6月 当社執行役員総務部長

平成29年6月 当社執行役員総務部長
兼IT戦略推進室長
平成30年6月 当社取締役執行役員総務部長
兼IT戦略推進室長 (現任)

候補者番号 10	あ べ かず み 阿 部 一 三 (昭和43年4月5日生)	所有する当社株式の数 1,000株	取締役会出席状況 7回/7回
--------------------	-------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

平成4年4月	当社入社	平成27年6月	当社執行役員経営企画室長
平成23年4月	当社経営企画室統括 マネージャー	平成30年6月	当社取締役執行役員経営企画 室長（現任）
平成26年4月	当社経営企画室長		

候補者番号 11	なかがわら きよ ゆき 中川原 清 行 (昭和43年3月30日生)	所有する当社株式の数 700株	取締役会出席状況 4回/4回
--------------------	---	--------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

平成2年4月	当社入社	平成30年6月	当社執行役員札幌事業部長
平成28年11月	当社運輸部長	平成31年4月	当社執行役員バス事業部長
平成30年4月	当社札幌事業部長	令和3年6月	当社取締役執行役員労務部長 兼雇用対策室長（現任）

候補者番号 12	た しも よし のり 田 下 義 則 (昭和42年10月31日生)	所有する当社株式の数 900株	取締役会出席状況 —
--------------------	---	--------------------	---------------

新任

略歴及び地位

平成2年4月	当社入社	令和3年6月	当社執行役員運輸部長 兼バス事業部長（現任）
平成30年4月	当社運輸部長		
令和元年6月	当社執行役員運輸部長		

- (注) 1. 田下義則氏は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉江俊太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 杉江俊太郎氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 杉江俊太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について
杉江俊太郎氏は、経営者として専門的な知識及び経験を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行することが期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
杉江俊太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	おお もり まさ あき	所有する当社株式の数
1	大 森 正 昭 (昭和26年9月5日生)	2,600株

新任

略歴及び地位

昭和49年4月 当社入社
 平成17年6月 当社取締役
 平成23年6月 当社常務取締役
 平成27年6月 当社取締役常務執行役員
 平成30年6月 当社取締役専務執行役員(現任)

- (注) 1. 大森正昭氏は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大森正昭氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任される予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。大森正昭氏が監査役に選任され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		所有する当社株式の数
2	おお もり しげ のぶ 大 森 茂 伸 (昭和32年11月7日生)	100株

社外

略歴及び地位

昭和57年10月 公認会計士登録（現任）
平成20年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
シニアパートナー
平成30年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 退社
平成30年10月 大森公認会計士事務所所長（現任）

重要な兼職の状況

大森公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大森茂伸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由について
大森茂伸氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
大森茂伸氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 社外監査役との責任限定契約について
大森茂伸氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。大森茂伸氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます大森正昭氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おお もり まさ あき 大 森 正 昭	平成17年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(中央バス小樽ターミナルから徒歩3分)
※当会場は駐車場がございません。



交通機関 (当社バス) 最寄りバス停「小樽駅前」でお降りください。